

## 「定額減税をざっくり解説」～今年の6月からはじまります～

### 定額減税とは

「令和6年度税制改正の大綱」（令和5年12月22日閣議決定）において、税制改革の内容が決定されました。賃金上昇が物価高に追い付いていない国民の負担軽減を目的に行われます。これに伴い、令和6年6月1日以後の最初の支払給与（賞与を含む）より、定額減税が実施されます。納税者は、減税分だけ手取りが増える効果があります。

### どんな内容？

一人あたり所得税3万円と住民税1万円が控除されます（国内居住に限る）。

- ・合計所得金額が1,805万円以下の方(※1)
  - ・合計所得金額48万円以下の同一生計配偶者や扶養家族がいる場合、その人数分も同様に控除されます。(※2)
- 例) 配偶者（同一生計配偶者）1人、子供（扶養親族）2人がある場合→合計16万円が控除されます。

#### 【所得税の定額減税】

令和6年6月1日以後最初の給与等（賞与を含む）より、源泉徴収税額から順次控除します。

#### 【住民税の定額減税】

令和6年6月分の住民税は特別徴収されません。「(年間の住民税の額ー減税額) ÷ 11か月)」で計算した金額が通知され、令和6年7月から令和7年5月まで、11か月間で毎月特別徴収されます。

年の途中で退職した場合、同一生計配偶者および扶養親族の異動があった場合、国内非居住となった場合等は、年末調整で対応が行われる予定です（=年調減税）。また、定額減税しきれないと見込まれる場合は、給付措置が行われる予定です。

※年調減税の詳細は、令和6年9月頃より国税庁ホームページにて発表予定です。

### 給与計算担当者が実務上注意しておくことは？

1. 同一生計配偶者等、扶養親族の確認が重要です。特に同一生計配偶者等に収入がある場合は、注意が必要です。  
→定額減税における同一生計配偶者には、合計所得金額が48万円以下の人で、非源泉控除対象同一生計配偶者（合計所得金額900万円超の給与と所得者の同一生計配偶者）も含まれます。
2. 令和6年6月1日以降に交付する、給与等の明細書および源泉徴収票への減税額等の記載が必要です。

いよいよはじまる定額減税。

紙面の都合上、ポイントのみの解説となりますので、ご不明な点がございましたら当事務所へお問い合わせください。

(※1) 23歳未満の扶養親族がいる場合、本人もしくは同一生計配偶者・扶養家族が特別障害者の場合は合計所得金額2,015万円以下

(※2) 青色・白色の事業専従者給与の支払いを受けている人は対象外

## 各種申告・申請のご案内

### ■障がい者雇用納付金・調整金等

常用雇用労働者(※)の総数が100人を超える事業主は、**5月15日までに**申告申請が必要です。調整金等は期限を過ぎると支給されません。  
※週20時間以上等の要件を満たす労働者

### ■高齢者・障害者雇用状況報告

令和6年6月1日現在の高齢者・障がい者の雇用に関する状況の報告を例年7月15日までに行う必要がございます。  
障害者雇用促進法の改正により令和6年4月より法定雇用率が2.5%になりました（常用雇用労働者の総数が**40人以上**の事業主が対象です）

### ■労働者派遣事業報告書等

例年、6月30日までに事業主管轄労働局へ提出

MRパートナーズでは各種報告書の申請のお手伝いも承っておりますので、ぜひご相談ください。

#### 編集後記

「めっきり春らしくなったとある日の午後、宝石探しを楽しみました。砂利の中からアメジストやムーンストーンなど好みの石を探のですが、中にはダイヤモンドと交換できる石も入っているとのことで、大人も子供もダイヤ目掛けてスコップ片手に必死です。残念ながら私は掘りてることができませんでしたが、全集中の30分間、気分はトレジャーハンターでした！」

発行：社会保険労務士法人 MRパートナーズ むさしの労政  
武蔵野市吉祥寺本町1-10-31 NMF吉祥寺本町ビル4F  
★バックナンバーはHPでも見ることができます  
<http://www.rousei.com>